平成22年8月2日　第6号

大橋川出張所便り

●落書きについて

7月26日に大橋川の松江流量・水質観測所の建物等で落書きを発見しました。

落書きの様子

※　落書きは刑法261条「器物損壊」にあたる可能性があり、「松江市きれいなまちづくり条例」第9条に違反します。

～担当者からひとこと～

公園の一角にある建物ですが、景観上も悪く非常に残念です。 河川敷、公園は公共の場所なので、誰もが気持ちよく使えるようにしていきましょう